第14号様式（第８条関係）
（そ の 1）

（令和 7 年分）

収 支 報 告 書

政治団体の区分	
☐ 政党	☐ 政治資金規正法第18条の2第1項の規定による政治団体
☐ 政党の支部	☑ その他の政治団体
☐ 政治資金団体	☐ その他の政治団体の支部

（ふりがな） がんべ こうえんかい

1 政治団体の名称 神戸てるあき後援会

2 主たる事務所の所在地 浜松市浜名区寺島645-54

3 代表者の氏名 神戸光輝明

4 会計責任者の氏名 神戸光輝明

選挙管委
-7.12.-5
第9369号 R7年解散

事務担当者の氏名 神戸光輝明

（電話番号） 053-589-4177

活動区域の区分	
☐ ２以上の都道府県の区域等	☑ 同一の都道府県の区域内

資金管理団体の指定の有無	
☑ 有	
☐ 無	
公職の種類	参議院(比例)
資金管理団体の届出をした者の氏名	神戸光輝明

国会議員関係政治団体の区分	
☑	政治資金規正法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体
☑	政治資金規正法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体
公職の候補者の氏名	神戸光輝明
公職の種類	参議院(比例)

資金管理団体の指定の期間	
令和 年 月 日から	
令和 年 月 日まで	

国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間	
令和 年 月 日から	
令和 年 月 日まで	

(5.12)
入力済

（そ の 2）

収 支 の 状 況

1 収支の総括表

収入総額		十億 百万 千 円 667,466
	（前年からの繰越額）	
	（本年の収入額）	667,466
支出総額		667,466
翌年への繰越額		0

2 収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費	
金額	十億 百万 千 円
員数	人

(2) 寄附		
ア 寄附（イを除く。）の区分	金額	備考
(ア) 個人からの寄附	十億 百万 千 円 667,466	
(うち特定寄附) (内書)		
(イ) 法人その他の団体からの寄附	0	
(ウ) 政治団体からの寄附	0	
小計 (ア)+(イ)+(ウ)= ア	667,466	
(寄附のうち寄附のあっせんによるもの) (内書)		
イ 政党匿名寄附	0	
合計 （ア＋イ）	667,466	

（そ の 7）

(7) 寄附の内訳 （個人からの寄附）			寄附者の区分	個人	
寄附者の氏名	金額（十億 百万 千 円）	年月日	住所	職業	備考
弓崎美和	10,000	R7/5/4	静岡県磐田市竜洋中島44－31	伝道師	
近藤妙美	5,000	R7/5/5	神奈川県横浜市青葉区あざみ野４－25-1 ヴィレッジ2101	パート	
戸塚孝行	10,000	R7/5/7	静岡県富士市蓼原1076-4	行政書士	
小池満夫	30,000	R7/5/7	静岡県磐田市水堀139-1	会社員	
三原識文	50,000	R7/5/21	栃木県小山市城北2-22-11	牧師	
三原鳩子	10,000	R7/5/22	栃木県小山市城北2-22-11	主婦	
渡邉英治	10,000	R7/5/22	福岡県久留米市山川町3112-8	牧師	
山田勝	10,000	R7/5/25	静岡県浜松市中央区西伊場町74-23	会社員	
小林佳雄	10,000	R7/6/4	兵庫県西宮市高座町12－74	牧師	
神戸輝明	151,966	R7/10/31	静岡県浜松市浜名区寺島645番地の54	牧師	
その他の寄附	370,500				
合計	667,466				

(注１) 同一者からの年間５万円を超える寄附は個別に記載してください。
(注２) 寄附をした者ごとに「名寄せ」して年月日順に記載し、その者の最後に「小計」を入れてください。
(注３) 遺贈によってする寄附については、「備考」欄に「遺贈」と記載してください。

（そ の 13）

3 支出項目別金額の内訳

(1)支出の総括表

項目	金額	備考	
		本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出	
1 経常経費	十億 百万 千 円		
(1) 人件費	228,000		
(2) 光熱水費	0		
(3) 備品・消耗品費	77,690		
(4) 事務所費	0		
小計	305,690	0	経常経費の計
2 政治活動費			
(1) 組織活動費	82,836		
(2) 選挙関係費	0		
(3) 機関紙誌の発行その他の事業費 (小計)	260,690	0	(3)のア～エの計
ア 機関紙誌の発行事業費	0		
イ 宣伝事業費	260,690		
ウ 政治資金パーティー開催事業費	0		
エ その他の事業費	0		
(4) 調査研究費	0		
(5) 寄附・交付金	0		
(6) その他の経費	18,250		
小計	361,776	0	政治活動費の計
合計	667,466		

（そ の 14）

※資金管理団体及び国会議員関係政治団体以外の政治団体は、作成する必要がありません。

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳	項 目 別 区 分	３．備品・消耗品費			
支 出 の 目 的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
	十億 百万 千 円				
その他の支出	77,690				
合 計	77,690				

（注１）５万円以上の支出（平成21年度以降の国会議員関係政治団体分については、１万円を超える支出）はすべて個別に掲載し、５万円未満の支出（平成21年度以降の国会議員関係政治団体分については、１万円以下の支出）は、「その他の支出」に一括して記載してください。

（注２） 「その他の支出」と「合計」の欄は、右上の項目別区分ごとに、最後の頁に記載してください。

（そ の 15）

(3) 政治活動の内訳	項 目 別 区 分	1．組織活動費 （ 旅費交通費 ）			
支 出 の 目 的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考
	十億 百万 千 円				
交通費	14,320	R7/5/12	東海旅客鉄道株式会社	愛知県名古屋市中村区名駅一丁目1番4号 ＪＲセントラルタワーズ	
交通費	10,900	R7/5/13	東海旅客鉄道株式会社	愛知県名古屋市中村区名駅一丁目1番4号 ＪＲセントラルタワーズ	
その他の支出	57,616				
合 計	82,836				

（注１）５万円以上の支出（平成21年度以降の国会議員関係政治団体分については、１万円を超える支出）はすべて個別に掲載し、５万円未満の支出（平成21年度以降の国会議員関係政治団体分については、１万円以下の支出）は、「その他の支出」に一括して記載してください。

（注２） 「その他の支出」と「合計」の欄は、右上の項目別区分の（ ）の中の項目ごとに、最後の頁に記載してください。

(3) 政治活動の内訳	項 目 別 区 分	4．宣伝事業費 （ 印刷費 ）			
支 出 の 目 的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
	十億 百万 千 円				
リーフレット印刷	73,700	R7/5/9	オノ・プランニングオフィス株式会社	大阪府高槻市天神町1-6-24-5F	
リーフレット印刷	13,200	R7/6/9	オノ・プランニングオフィス株式会社	大阪府高槻市天神町1-6-24-5F	
リーフレット印刷	43,175	R7/6/10	オノ・プランニングオフィス株式会社	大阪府高槻市天神町1-6-24-5F	
その他の支出	9,790				
合 計	139,865				

（注１） ５万円以上の支出（平成21年度以降の国会議員関係政治団体分については、１万円を超える支出）はすべて個別に掲載し、５万円未満の支出（平成21年度以降の国会議員関係政治団体分については、１万円以下の支出）は、「その他の支出」に一括して記載してください。

（注２） 「その他の支出」と「合計」の欄は、右上の項目別区分の（ ）の中の項目ごとに、最後の頁に記載してください。

(3) 政治活動の内訳	項 目 別 区 分	4．宣伝事業費		(発送費)	
支 出 の 目 的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考
	十億 百万 千 円				
発送費	17,410	R7/4/14	日本郵便株式会社 浜松鴨宮郵便局	静岡県浜松市中央区小池町１	
発送費	19,980	R7/4/19	日本郵便株式会社	東京都千代田区大手町2-3-1	
発送費	28,490	R7/4/23	日本郵便株式会社	東京都千代田区大手町2-3-1	
発送費	10,360	R7/5/23	日本郵便株式会社	東京都千代田区大手町2-3-1	
その他の支出	44,585				
合 計	120,825				

(注１) ５万円以上の支出（平成21年度以降の国会議員関係政治団体分については、１万円を超える支出）はすべて個別に掲載し、５万円未満の支出（平成21年度以降の国会議員関係政治団体分については、１万円以下の支出）は、「その他の支出」に一括して記載してください。

(注２) 「その他の支出」と「合計」の欄は、右上の項目別区分の( )の中の項目ごとに、最後の頁に記載してください。

（そ の 15）

(3) 政治活動の内訳	項 目 別 区 分	６．その他の経費			
支 出 の 目 的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考
	十億 百万 千 円				
スタッドレスレンタル代として	11,500	R7/3/20	株式会社タイヤサービスタチバナ	静岡県浜松市浜名区尾野2138番地の6	
その他の支出	6,750				
合 計	18,250				

（注１）５万円以上の支出（平成21年度以降の国会議員関係政治団体分については、１万円を超える支出）はすべて個別に掲載し、５万円未満の支出（平成21年度以降の国会議員関係政治団体分については、１万円以下の支出）は、「その他の支出」に一括して記載してください。

（注２）「その他の支出」と「合計」の欄は、右上の項目別区分の（ ）の中の項目ごとに、最後の頁に記載してください。

（そ の 17）

資 産 等 の 状 況

1　資産等の総括表

資産等の有無			
資産等の項目別区分	有	無	備考
ア　土地	□	☑	
イ　建物	□	☑	
ウ　建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	□	☑	
エ　取得の価額が100万円を超える動産	□	☑	
オ　預金（普通預金及び当座預金を除く。）又は貯金（普通貯金を除く。）	□	☑	
カ　金銭信託	□	☑	
キ　有価証券	□	☑	
ク　出資による権利	□	☑	
ケ　貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	□	☑	
コ　支払われた金額が100万円を超える敷金	□	☑	
サ　取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	□	☑	
シ　借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	□	☑	

※有無について☑して下さい。

（そ の 20）

宣　　誓　　書

添付書類　（別添のとおり）

1　領収書等の写し

2　監査意見書（政党本部及び政治資金団体に限る。）

3　政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和 7 年 11 月 19 日

政治団体の名称 ： 神戸てるあき後援会

会計責任者の氏名 ： 神戸 輝明

（解散届と併せて提出する時のみ記入）
（代表者の氏名 ： 神戸 輝明 ）

※　会計責任者本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあっては当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、会計責任者本人の署名その他の措置を講ずる場合は、この限りでない。

※　解散届と併せて提出する収支報告書の場合は、会計責任者の氏名の他、代表者の氏名を記載すること。また、代表者及び会計責任者本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、これらの者の代理人が提出する場合にあっては当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、代表者及び会計責任者本人の署名その他の措置を講ずる場合は、この限りでない。

政治資金監査報告書

令和７年11月18日

神戸てるあき後援会
代表　神戸　輝明　　殿

登録政治資金監査人　松島知次

登　録　番　号　第　1952　号
研修終了年月日　平成21年5月29日

1　監査の概要

（1）私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第１９条の１３第１項の規定に基づき、神戸てるあき後援会の令和７年に係る法第１７条第１項に規定する収支報告書のすべての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書（支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下同じ。）について、支出に関する政治資金監査を行った。

（2）この政治資金監査は、法第１９条の１３第２項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。

（3）私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徴取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。

（4）この政治資金監査は、神戸てるあき後援会の主たる事務所が解散により存在しないため代表者の職場（浜松市中央区笠井町1069番地の1）において行った。

2　監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

（1）法第１９条の１３第２項第１号に規定する事項について、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書が保存されていた。

（2）法第１９条の１３第２項第２号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。

（3）法第１９条の１３第２項第３号に規定する事項について、法第１７条第１項に規定す

る収支報告書は、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書に基づいて支出の状況が表示されていた。

（4）法第１９条の１３第２項第４号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書は、会計帳簿に基づいて記載されていた。

3　業務制限

神戸てるあき後援会と私との間には、法第１９条の１３第５項の規定に違反する事実はない。また、神戸てるあき後援会と政治資金監査の業務を補助した使用人その他の従業者との間においても、同様である。

以　上